

岐阜県公報

号外(五) 令和七年三月三十一日

目 次
告 示

知事を所轄庁とする学校法人が私立学校振興助成法第十四条第四項の規定により知事に提出する計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査の内容

(私学振興・青少年課)
(同)
二

岐阜県告示第百八十一号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第一項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第四項の規定により知事に提出する計算書類（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二百三条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書について受ける公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査について、次のとおり定める。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

知事を所轄庁とする学校法人が私立学校振興助成法第十四条第四項の規定により知事に提出する計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査の内容

知事を所轄庁とする学校法人が私立学校振興助成法第十四条第四項の規定により知事に提出する計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査の内容

1 この告示は、令和七年四月一日から施行し、令和七年度の計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査から適用する。

附 則

2 知事を所轄庁とする学校法人が知事に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項の指定（平成二十八年岐阜県告示第六号）は、廃止する。

3 令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項については、なお従前の例による。

岐阜県告示第百八十一号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条第四号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江崎禎英

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告書とする。

附 則

- 1 本号告示は、令和七年四月一日から施行し、令和七年度に係る書類の提出から適用する。
- 2 令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書については、なお従前の例による。